

長崎県立大学教職課程自己点検・評価実施要項

令和7年11月18日
教職課程委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、本学における教職課程の内部質保証に係る自己点検・評価（以下「教職課程自己点検評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 本学における教職課程自己点検評価は、長崎県立大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、第3条に定める項目について、第4条に定める時期に教職課程自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じ、前項の教職課程自己点検評価の結果を、長崎県立大学自己点検・評価委員会へ報告する。

(項目)

第3条 教職課程自己点検評価の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育理念・学修目標
- (2) 授業科目・教育課程の編成実施
- (3) 学修成果の把握・可視化
- (4) 教職員組織
- (5) 情報公表
- (6) 教職指導（学生の受入・学生支援）
- (7) 関係機関等との連携

(実施時期)

第4条 教職課程自己点検評価は、学校教育法（昭和22年法律第26条）第109条第2項の認証評価機関による評価の時期に合わせて実施するものとする。

- 2 教職課程自己点検評価の実施にあたっては、前項の認証評価機関による評価の結果を活用することができる。

(事務局)

第5条 教職課程自己点検評価の事務は、学生支援部学生支援課において取り扱う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、教職課程自己点検評価の実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要領は、令和7年11月18日から施行する。